

第6回市民会議議事概要 (平成28年3月25日 午前10時—12時)

第1 竹森裕子会長挨拶

おはようございます。本日はお集まりいただきありがとうございます。
今回のテーマは「弁護士会の公益活動」ということで、弁護士の基本的活動についてご説明できる機会をいただくことができ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

第2 議事

1. 弁護士会の公益活動

(1) 弁護士と弁護士会の公益活動について

佐藤（正）副会長：弁護士法第1条は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」として、弁護士の使命を謳っています。これは、司法書士法や行政書士法が第1条で目的を謳っていることと比較しても特別な規定であることがわかります。

また、弁護士職務基本規程第8条には、弁護士はその使命にふさわしい公益活動に参加し、実践するよう努めることが規定されており、これに基づき、各弁護士会で公益活動に関する規則が定められています。

このように公益活動は、弁護士業務に内在する活動であると考えられます。

会長声明等の意見表明も公益活動の一つです。

横浜弁護士会では、多数の委員会を設置し、様々な活動を行っています。

例えば、刑事弁護センターの行う公益活動として当番弁護の制度があります。これは、特に被疑者の権利を擁護することに貢献しています。

ほかに、人権擁護委員会の活動として、個人や団体から人権救済の要請があった場合に、調査し、是正のための勧告を行うというものもあります。この活動は、交通費等の実費は弁護士の自弁であり、勧告の前提となる弁護士会常議員会での説明、起案なども時間、労力を要しますが、費用は支払われません。

これ以外にも、女性や子どもの人権を守るための委員会、貧困対策のための委員会、被災者支援のための委員会など設置され、それぞれ活動しています。

委員会活動は、弁護士の手弁当による活動のため、会員間の公平性を担保するため、委員会活動が少ない会員には負担金を支払ってもらうなどしています。

池田議長：弁護士の公益活動全般について、ご説明をいただきましたが、ご意見、ご質問等がありますか。

吉田委員：近年、行政ではKPI（重要業績評価指標）とあって、具体的な目標数値を設定することが求められています。

弁護士会の公益活動は、必ずしも数値で捉えきれないものも多いかと思いますが、数値で目標を設定することはありますか。

佐藤（正）副会長：特に数値による目標の設定はしていません。公益活動の中には、市民からの申出を受けて行うものもあり、これについては目標の設定は難しいと思います。

市民からの要請なしに能動的に行う活動は、予算の関係で年度ごとにどの程度の活動を行うのかを決めることになります。

吉田委員：数値による目標を設定することで、年度ごとの推移を見ることができますし、説明責任を果たすことにも資することになると思います。

池田議長：50を超える委員会がありますが、これだけの数の委員会があると、活動の対外的な広報は弁護士会としてどのように行っているのでしょうか。

佐藤（正）副会長：たくさんの委員会があるので、弁護士会として各委員会の活動をどこまで把握できるか、どこまで支援できるかということは悩みです。

それ以上の悩みは、人気のない委員会で、委員をどの程度集められるのかということです。

竹森会長：執行部は一年で入れ替わりますし、五人の副会長が全ての委員会を分担して担当しますので、執行部が全ての委員会の活動を把握することは困難です。そのため、委員会は独自に活動をしていると考えていただいて構わないと思います。

柿本委員：先ほど、負担金のお話がありましたが、公益活動への参加の有無は自己申告なのでしょうか。

佐藤（正）副会長：弁護士会が用意する出席簿によって把握しています。参加するとポイントが付与され、一定のポイントに満たない会員には負担金が課せられます。

柿本委員：活動の継続性はどのようになっていますか？

佐藤（正）副会長：委員の任期は2年で、委員会の配属には本人の希望をとりますので、任期ごとに交代することもあります。しかし、人気のない委員会は交代する人がいないので辞められないこともあります。

妹尾副会長：各委員会には中心となるメンバーがいることで、継続性が保たれています。

竹森会長：以前、同じ委員会に長く所属することに否定的な考え方もありました。しかし、ある程度長くいないと、専門性が保てなくなります。もっとも、人事委員会は任期を最長で6年とするなど、任期に制限があります。

柿本委員：前回の市民会議で少年法に関する議論がありましたが、その後の議論を知りたいと思った場合、横浜弁護士会のホームページの「子どもの権利委員会」の「詳細」を開くと見ることができるのでしょうか。

竹森会長：委員会の活動の紹介が掲載されていますが、その点は掲載されていません。

柿本委員：活動を広くお知らせするという意味では、そのような新しい情報なども掲載されてはいかがでしょうか。

話は少し変わりますが、SNSによる情報の発信はしていますか。

佐藤（裕）副会長：ツイッターでイベントの広報をすることはあります。しかし、委員会は合議で意思決定をするので、早さが重視される SNS には馴染まない面があります。

柿本委員：会長声明など、数多く発表されていますが、どのように発信されていますか。

竹森会長：会長声明は常議員会の決議を要します。常議員会は1か月に1回程度開催されますので、会長声明はHPに掲載する程度です。

柿本委員：私は、横浜弁護士会新聞をいただいているので、弁護士会の情報を得ることができそうですが、情報は一般の市民には届いていないように思います。

佐藤副議長：記者の立場としては、会長声明がタイムリーに出れば新聞記事としても扱いやすいのですが、例えば、重要な判決が出て会長声明が2、3日後に出ると扱いにくいと考えます。会長声明などもなるべくタイムリーに出されると言うのが時代の要請というように感じています。

佐藤（正）副会長：早期の意見表明が必要な場合には、「会長談話」として、当日に記者会見をすることもあります。

最近、横浜弁護士会でも広報に重点を置いています。費用の問題などもあり、課題がありますが、広報推進委員会を設置するなどして効率的な広報活動を目指しています。

吉田委員：プレスリリースとニュースリリースを使い分けるという方法もあると思い

ます。プレスリリースはできるだけ早く情報を届けてもらうことに重点を置き、ニュースリリースは拡散性を重視します。

木村広報推進委員会委員長：広報推進委員会の重要な活動の一つがこの市民会議です。今日の会議のように、委員の皆様のお話をお聞きしながら、弁護士会の広報活動を進めたいと考えています。

池田議長：何か起きた時にそれを発信するタイミングは難しいと思います。レスポンスする受動的な広報と、積極的、能動的に行う広報を使い分ける必要もあります。

また、委員会活動は、運営に大変な労力を要することが分かりました。委員会において後進を育てるという重要な機能も果たしていると思います。弁護士会の委員会活動は市民にはあまり知られていないので、このような活動を知ってもらうことで、弁護士会に対する理解も深まると考えます。

2. 人権啓発活動

(1) 人権賞

杉本副会長：横浜弁護士会では、横浜市緑区（現青葉区）で発生した米軍機墜落事故訴訟弁護団からの寄付をきっかけに、平成4年3月に人権救済基金を設立しました。その有意義な使途の一つとして、人権擁護の分野で優れた活動をした個人、団体を表彰することにより、人権擁護の輪を広げ、人権の更なる発展と定着に寄与したいと考え、平成8年に横浜弁護士会人権賞を創設しました。

表彰の対象としている活動は、人権の侵害に対する救済活動、人権思想の普及・確立のための活動、その他人権擁護のための活動です。

先般、人権賞創設20年を記念して、歴代受賞者が集まるパーティーも開催しています。活動分野は異なっても、皆さんの向いている方向は同じだと感じました。

早川委員：私は、これまで3回の人権賞をいただいた団体に関わってきました。2005年度の「特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ（MICかながわ）」、2009年度の「神奈川県医療生活協同組合 港町診療所」、2013年度の「特定非営利活動法人神奈川労災職業病センター」の活動で受賞しました。

このうち、MICかながわは、医療機関への医療通訳スタッフの派遣、医療通訳スタッフの募集や養成に取り組んでいますが、人権賞の受賞は、活動の開始から5年後のことでした。

受賞当時は、年間の派遣が2000件弱、対応言語は7言語、派遣する医療機関は15機関でしたが、現在は派遣が6000件を超え、派遣する医療機関は約70機関です。

MICかながわの重要な発展の時期に人権賞をいただいたので、活動の励みになりましたし、医療機関、行政にアピールすることもできました。

人権賞には労いと励ましという二つの意味があると思います。

また、賞金の30万円も有効に活用することができました。

柿本委員：とても素晴らしい活動をされていると思います。人権賞及び賞金の授与という活動を将来も長く続ける上で、市民から寄付を募るのはいかがでしょうか。広く呼びかければ篤志家はかならずいると思います。

杉本副会長：確かに市民から寄付を募る方法もあると思います。ご提案を委員会でも検討したいと思います。

金井委員：MIC神奈川の話は聞いたことがありましたので、このような活動が表彰されて素晴らしいと思いました。日本人は、人権の問題について十分な知識がないこともあるので、これから勉強をしてゆきたいと思います。

佐藤副議長：人権賞の意義として労いと励ましがあるというお話が早川委員からありましたが、どちらかを重視するとすれば、励ましを重視していただきたいと思

います。活動の歴史が浅くても、積極的な活動をしている個人、団体を表彰し、活動を奨励するというのが良いと思います。

杉本副会長：弁護士会としても、単なる労いに終わらせたくはないと考えています。

早川委員：受賞した団体の中には、設立されたばかりの団体もあり、現在も活動を継続しています。新しい団体を励ますという意味合いがあるのは良いことだと思います。

池田議長：表彰後も、例えば、毎年データを提供してもらうなどすることによって、弁護士会の活動にも還元でき、受賞者にも励みになるのではないのでしょうか。

早川委員：受賞者が一定期間、弁護士会に活動の実績を報告することがあっても良いと思います。

(2) 法教育

村松法教育委員会委員長：法教育とは、法律専門家でない人々を対象に、法、法形成過程、法制度及びこれらを基礎づける基本原則と価値に関する知識と技能の習得を内容とする教育です。

横浜弁護士会の法教育活動としては、法教育センターによる小学校、中学校、高校への弁護士の派遣や、サマースクール、法に関する作文コンクール、教員向けの研修会開催などのイベントを行っています。法教育センターは、法教育委員会以外の会員も登録しており、登録者は300名を超え、会員の2割以上が登録をしています。

早川委員：学校の反応はどのようなものですか。

村松法教育委員会委員長：申込みをいただいた学校の先生は、生徒が生徒の弁護士に会うことができ刺激になったと好評です。

早川委員：生徒の反応はいかがですか。

村松法教育委員会委員長：生徒の反応は、学校によります。また、派遣された弁護士の力量にもよります。レクチャーのみでは生徒が飽きてしまいますので、グループワークなどを取り入れるようにしています。

苑田会員：出前授業等に派遣された弁護士には費用は支払われるのですか。

村松法教育委員会委員長：建前では1回の派遣ごとに学校から1万円をいただいています。しかし、公立学校では予算の関係もありいただけないこともあります。費用をいただくことが目的ではないので、事情によってはいただかないこともあるというのが実情です。その場合には、弁護士会からも派遣される弁護士に日当は出ませんので、手弁当になります。

柿本委員：私も子どものときに法教育を受ける機会があれば良かったと思います。社会の仕組みを知るのは大切なことです。学校が費用を出すことが難しくても、PTAに働きかけるなどされてはどうでしょうか。

吉田委員：市役所でもお役に立てることがあれば、お手伝いしたいと思います。

金井委員：労働組合にも高校生からのブラックバイトに関する相談があります。基本的な社会構造の教育に加え、働く上での法律知識の教育を働く前に行うことも重要であると考えています。労働組合が学校で授業をすることは難しい場合もありますが、弁護士会であればフラットなので、働く上で必要な法教育もしていただければありがたいと思います。

村松法教育委員会委員長：学校からの要請があれば、ワークルール教育として弁護士を派遣しています。

種村会員：働く人のための法律講座のチラシを県内の全ての高校に送付していますが、学校からは卒業生向けの要請がある程度です。

柿本委員：社会に出る前に、働く上での法律知識を身に着ける教育をすることも考えてほしいと思います。

池田議長：法教育の問題意識、全国共通であると思いますが、共通の教材などはある

のですか。

村松法教育委員会委員長：教材はいくつかあり、それに基づく授業をすることもありますが、学校側の要請に応じた授業を行うこともあります。

横浜弁護士会には鉄板教材と呼んでいるものがあります。ある町にカラオケボックスができた事例を例に、カラオケボックスは繁盛しているが周辺は悩まされるという設定で、生徒らにカラオケボックスの店長、利用者の高校生、PTA、周辺の住民などの役割分担をさせ、それぞれの立場からの主張をさせた上で、ひとりひとりが幸せに生きるためのルールの必要性を学習するというもので、2～3時間のプログラムです。これは全国的にも有名です。

佐藤副議長：各学校でのフォローアップはどのようにされていますか。法教育には崇高な理念があり、一回の出前授業で完結するものではなく、その後の授業でどのように生かされるかということが重要だと思います。

村松法教育委員会委員長：極論では弁護士が授業するものではなく、学校の先生が授業で教育するものだと思います。長期的なビジョンでは、弁護士が学校の先生に研修等を通して理解してもらい、学校の先生がクラス運営等先生の行動で生徒に伝えるという時期が来たら良いと考えています。

池田議長：法教育についてもご苦勞をされながら実績を上げていらっしゃる事が分かりました。

2. 会名変更

木村広報推進委員会委員長：会名変更ワーキングチームの座長を務めておりますので、準備状況等をご報告させていただきます。

まず、会名変更に伴い、神奈川県をモチーフにした新しいロゴマークを作成しました。

新聞への掲載としては、神奈川新聞の3月1日に1面を使用して会長と県知事との対談を掲載しました。4月1日にも1面を使用して掲載をする予定ですので、ご覧いただければと思います。4月1日には、県内のターミナル駅で、3月1日紙面と4月1日紙面を別刷りにして配布する予定です。

行事としては、3月1日付紙面にも掲載していますが、無料法律相談会を実施する予定です。

会名変更当日の4月1日には、午前中に会館の除幕式を行い、午後の新理事者就任披露パーティーの際に、パーティーに先立ち会名変更記念式典を実施する予定です。

なお、4月1日以降も、記念相談会を継続して実施する予定です。

柿本委員：神奈川新聞に全面広告を出されたことは、県民へのお知らせ効果は大きいと思いました。

第3 木村良二広報推進委員会委員長閉会挨拶

本日は、2時間に亘る会議にて、様々なご意見をいただきありがとうございました。今回の議論を、弁護士会の活動に生かしていきたいと思っております。

今回で第1期の任期が満了になりますが、2年間で6回に亘る議論で、様々なご意見をいただくことができました。

市民会議をきっかけに、4月10日には横須賀市にて、市、弁護士会、法テラスが協力し、法律相談を実施することになりました。これも市民会議の成果の一つであると考えています。

委員の皆様には心よりお礼を申し上げますとともに、次期2年間も宜しく願い申し上げます。